

## Vietnam Practice Team Newsletter



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターをお届けしております。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムにおける情報アクセスに関する新法

| Page 1/2 |

2017年4月 No.VNM\_004

### 1. ベトナムにおける情報へのアクセスに関する状況

近年、ベトナムにおいては、情報の透明性に対する要求が高まっている一方で、国家による情報の公表及び提供は、かかる要求に部分的に応えるにとどまっていた。すなわち、国家の情報公開に対する責務について言及する多くの法律文書（例えば、土地法（国家が法人及び個人に対して良好な条件を創出し、土地に関する情報を提供する旨を定める。）又は建設法（国家が建設地、建設境界線、レッドライン境界線、建設レベルに関する情報その他計画に関する情報を提供する旨を定める。）等）が一般に発布されてきた。しかしながら、これらの法律は、基本的に、国家による情報公開に関する規制を定めたものにすぎない。情報提供の手続き及びかかる国家の責務の履行を監視する仕組みが定められていないことが、法人及び国民による情報へのアクセスが制限される原因となってきた。このことは、外国人投資家がベトナムへの投資を検討する際に抱く懸念の一つでもあった。

### 2. 情報アクセス法の採択

ベトナムにおける情報へのアクセスの状況に鑑み、国会は、かかる状況を解消するべく2016年4月6日に情報へのアクセスに関する法律第104/2016/QH13号（以下「情報アクセス法」という。）を採択した。

情報アクセス法は、情報提供及び国民の情報へのアクセス権の確保に対する国家機関の責任並びに情報にアクセスするための国民の権利、情報へアクセスするための権利を行使するための原則及び手続きを定めている。

情報アクセス法という情報とは、国家機関が作成した既存の書類及び文書に記載され、書面、印刷物、電子テキスト、画像、写真、図面、テープ、ディスク、ビデオ録画、音声録音その他の形態で保管されている内容及びデータを指している。国家機関が作成する情報には、法律により規定された国家機関の役割、職務及び権限の実施にあたり作成されたニュース及びデータが含まれる。かかる情報を含む証書は、当該国家機関の権限を有する役人がこれに署名、押印し又はこれを認証しなければならない。



### 3. 情報提供の責任者

「人民の、人民による、人民のための国家」の原則に基づき、かつ、情報へのアクセスに係る国家機関と国民との関係を規定することを目的として、情報アクセス法は、提供者たる国家機関が情報を提供する責任を負う旨を定めている。ただし、国家機関が自ら作成した情報のみを提供する点につき注意を要する。

### 4. 公表を要する情報

情報アクセス法は、法律文書、事業及び投資に関する情報、年次財務報告書、公衆衛生及び公共の利益に関する情報並びに政府機関の連絡先等の公表しなければならない情報を定めている。

情報は、国民の情報にアクセスする権利を確保するために最適、かつ、最も実用的な形態で公表する。情報の公表時期は、分野ごとに、該当する法律に従って異なる。該当の法律がない場合については、情報が作成されてから5日以内に公表される。

### 5. 特定の条件を付して提供される情報

情報アクセス法には、国家機関が（国民の）要求に応じて、情報所有者の事前の承諾をもって、企業秘密、個人の秘密及びプライバシー又は家族の秘密に関する情報を提供することができるが付記されている。ただし、公共の利益又は地域社会の福祉を守るために必要な場合、所轄官庁は、該当する法律の定めに従い、ある者の個人的、家族又は営業上の秘密に関する情報にかかる者の合意を求めることを要せず提供することができる。

## 6. 情報提供の例外規定

情報アクセス法は、国防、国家安全保障、社会の秩序及び安全、社会倫理及び地域保健に関連する一部の場において、その規制につき権限を行使することを国家に認めている。情報アクセス法によると、国家機関は、政策、国防及び国家安全保障、外交関係、経済、科学及び技術その他の分野に関する重要な内容の情報を含む国家機密に分類される情報を提供してはならないとされている。また、国家機関は、国益を害し、国防及び国家安全保障、外交関係、社会の秩序及び安全、社会倫理若しくは地域社会の福祉に悪影響を及ぼし又は他者の生命、生活若しくは財産を害するおそれのある情報を提供してはならない。さらに、国家機関の職務上の秘密又は内部会議の内容を含む情報及び国家機関がその内部事務用に草案した書面は、提供してはならない。

## 7. 情報にアクセスできる者

情報アクセス法によると、すべての国民は平等であり、かつ、何人も情報へのアクセス権を行使するにあたり差別されないとされている。国家機関によって公表された情報に対しては、自由にアクセスすることができる。また、国民は、国家機関に対して、その要求に応じて、自己に情報を提供するよう求めることができる。ベトナムに居住している外国人は、直接その権利及び義務に関して情報提供を求めることができる。

法人に、その必要とする情報を求める権利があるかについては明らかではないが、情報アクセス法は、企業に勤務する者に対し、情報の提供を望む場合、その企業を通じて当該情報を求めることを許容している。

## 8. 新法の意義

地域及び国際的な協力の推進にあたり、公の認証を受けた情報への自由なアクセスは、現状、ベトナムにとって最も重要な解決策である。ベトナム政府は、情報への自由なアクセスを創出、提供し、一般に公開することをその重要課題としており、情報アクセス法を採択したことにより、大きな成果があった。これにより、投資家（外国人投資家を含む。）は、正確、完全、適時、透明、かつ、便利な方法で情報にアクセスすることが容易になった。これは、投資の競争力向上に資するため、投資家及び法人が投資機会を活用し、必要な取引防衛対策を講じるための重要なひとつの手段になるといえる。

## Contacts

### ★ Hanoi



三浦 康晴 (アソシエイト)  
ベトナム登録外国弁護士

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。2017年2月より APAC のハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> [View Profile](#)

### ● Tokyo



鈴木 由里 (パートナー)  
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。

> [View Profile](#)

### ● Tokyo



上東 亘 (アソシエイト)  
第二東京弁護士会

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015年3月より APAC のハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出をサポートしています。

> [View Profile](#)

### ★ Ho Chi Minh City



グエン・ティ・クウィン・ザオ (コンサルタント)  
2006年にベトナム社会主義共和国弁護士として登録してから10年にわたりベトナム法実務に携わってきました。外資系企業のベトナム進出や事業展開に関する案件の豊富な経験を有し、M&A、不動産法務、一般企業法務、労働法務等の分野で幅広く活躍しています。

> [View Profile](#)

※ 但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

### ● Tokyo



二本松 裕子 (パートナー)  
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスマンメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。

> [View Profile](#)

### ● Tokyo



戸松 夏子 (アソシエイト)  
東京弁護士会

2013年8月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

> [View Profile](#)

[ お問い合わせ先 ] [aandsvietnam@aplav.jp](mailto:aandsvietnam@aplav.jp)

> [View About | Vietnam Practice](#)